五〇八六	立神港区	佐世保市	国有
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	国有

建物：約五二〇平方メートル
工作物：水道等
ボイラー室等として追加提供する。
建物：約一一〇平方メートル
浴場として追加提供する。
使用期間：年約六週間（仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間）
陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
工作物：下水等
雨水排水施設等として追加提供する。
工作物：電話線路
通信ケーブルとして追加提供する。

○中国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
津山市川崎字小代一七〇番一から同市川崎字小代一七三番三まで	前	二一・〇〇～二八・五〇メートル	〇・〇二六キロメートル
	後	二一・五〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	津山市川崎字小代一七〇番一から同市川崎字小代一七番二八まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十日

○中国地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中国地方整備局告示第四号鳥取都市計画道路事業三・六・四号立川甑山線
三　事業施行期間　自平成二十二年一月十三日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) (三) 路線名　二百二号
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸島市二丈吉井字城三三七五番四から同市二丈吉井字城三三七五番一〇まで	前	八・九五～二二・四五メートル	〇・一一〇キロメートル
	後	一五・二五～四七・二八メートル	〇・一一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) (三) 路線名　三十四号及び五十七号
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎市平間町一三一一番二から同市矢上町六七八番二まで	前	一〇・八〇～一二・二〇メートル	〇・八四二キロメートル
	後	一二・五〇～二五・九〇メートル	〇・八四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲仙市小浜町南本町字山之上後一八〇番一から同市小浜町北本町字湯之崎九一六番一七まで	前	八・二〇～三七・八〇メートル	〇・三〇一キロメートル
	後	八・九〇～四二・三〇メートル	〇・三〇一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所